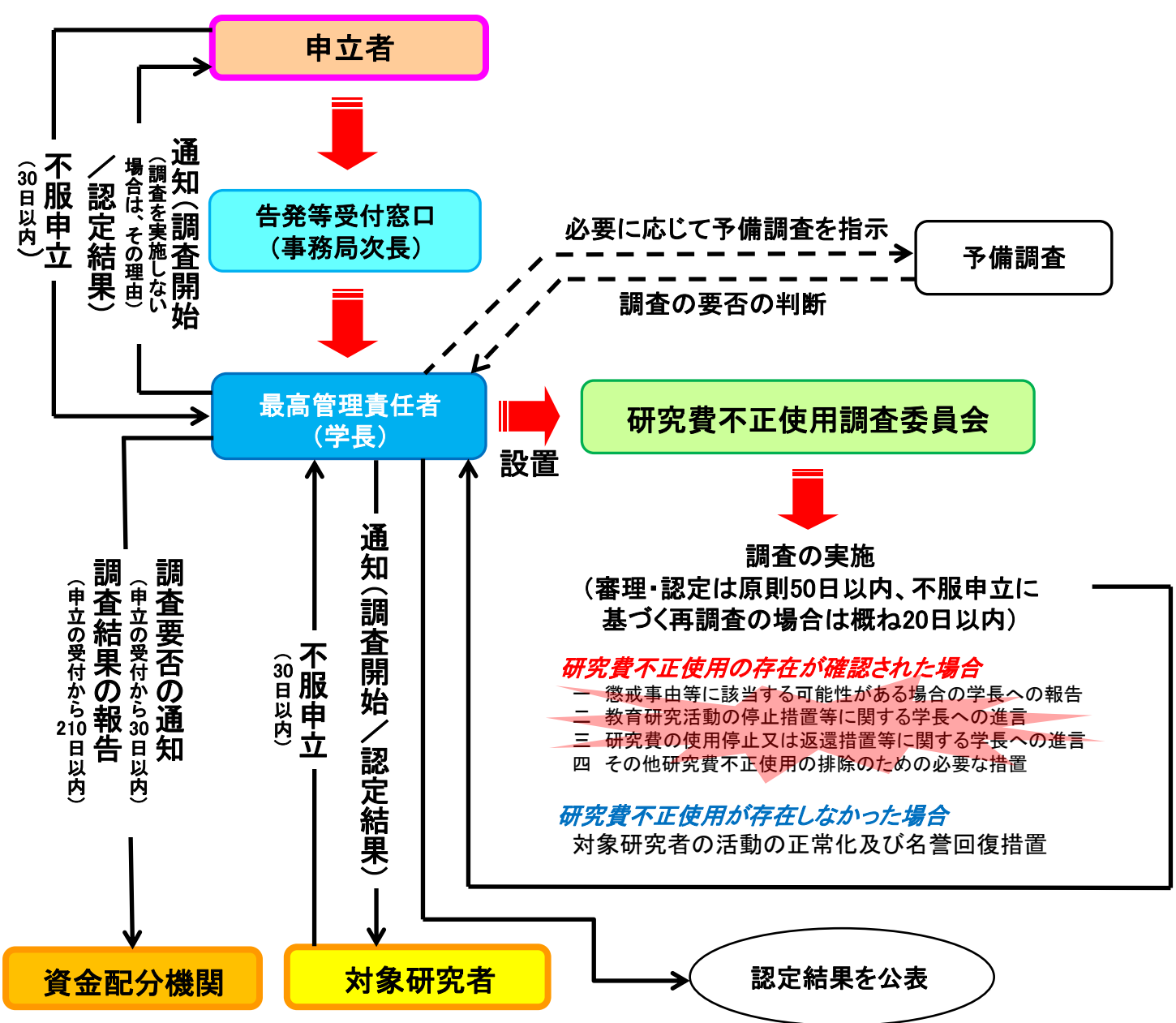


# 研究費不正使用に関する申立て等があった場合の手続き（概要）



**事務処理手続等  
受付窓口**  
(研究・地域連携課)

・事務処理手続き及び競争的資金等の使用ルール等に関する機関内外からの相談を受付

・研究費不正使用又は悪意による虚偽の申立てと認定する場合は、対象者又は申立者に弁明の機会を付与

**報告**

- 研究費不正使用の存在が確認された場合**
- 一 懲戒事由等に該当する可能性がある場合の学長への報告
  - 二 教育研究活動の停止措置等に関する学長への進言
  - 三 研究費の使用停止又は返還措置等に関する学長への進言
  - 四 その他研究費不正使用の排除のための必要な措置

**研究費不正使用が存在しなかった場合**  
対象研究者の活動の正常化及び名誉回復措置

(30日以内)

(30日以内)

調査要否の通知  
(申立の受付から30日以内)  
調査結果の報告  
(申立の受付から210日以内)

必要に応じて予備調査を指示  
調査の要否の判断

調査の実施  
(審理・認定は原則50日以内、不服申立に基づく再調査の場合は概ね20日以内)

資金配分機関

対象研究者

認定結果を公表